

平成 27 年 12 月 17 日

意見発表

西村委員

公明党神奈川県議会議員団を代表し、本委員会に付託をされました諸議案について、意見、要望を申し上げます。

議案から、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明を頂きました。これは、農地法や農業協同組合法等の改正に伴って所要の改正を行うものですが、これら農業に関わる法律の改正と同様に、農業委員会等に関する法律の一部が改正をされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

これにより、農業委員会の選出方法が公選制から市町村制の選任制になるなど、農業会議や農業委員会の組織に関わる大きな制度改革が行われるとして、農業関係者からは不安の声も上がっています。

これら制度改革が円滑に進むよう、また、農業関係者の不安を払拭し、さらには制度改革にふさわしく、女性や若者、新規参入者等幅広い層が参画できるよう、農業委員会ネットワーク機構などの制度をも活用して、県としてしっかりとサポートをされますようお願いいたします。

次に、6 次産業化の事業計画の認定についてですが、国は本年 8 月から認定スケジュールを年 3 回から 12 回に拡大しましたが、それでもなお、本県で認定は進んでおりません。課題が数多くあることは理解をいたしました。6 次産業化は、所得の向上や地域の活性化につながると期待をされています。

他県では、農業高校等で 6 次産業化コーディネーターを育成したり、健康志向から機能性表示食品制度について研究開発を進めている地域も数多くあります。県の重要施策である医食農同源や、未病を治す食を推進するためにも、これは 6 次産業化の下、生まれた商品だけでなく、生鮮食品等をも含めて、本県独自の手法を模索し、機能性表示食品制度を推進できないか御検討をお願いいたします。

例えば、小規模農家単独では設置が難しい設備の支援を行うなど、また、K A S T との連携で遺伝子レベルで栄養評価を行うとか、他県で先行する食の臨床ボランティアシステムを構築するなど、他部局とも連携をして、本県ならではの攻めの体制を構築していただきたいと思います。

さて、質疑では触れませんでした。神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について報告がございました。委員会開催はとき同じく C O P 21 の開催期間に当たり、このほどパリ協定が採択をされました。

今後、この流れを受けて国の指針や目標、対策等も変化をしていくものと思われ。特に C O P 21 でも重要視された適応策については、本県においても具体策の提示等を求められるところであり、他部局との連携がより一層希求される所です。改めて審議をさせていただきたいと思いますが、県も最新の情報収集に努め、対応に当たられますよう要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。